

司法書士法教育ネットワーク第7回定時総会・記念研究会

小学生からの法教育 ～親子法律教室の取り組みを題材として～ (4-2)

2015年6月21日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 脇坂幸司氏 広島司法書士会(社会事業部)
金源成大氏 福岡県司法書士会
(会場参加)中山浩一氏
(会場参加)椛島浩二氏
松本榮次氏 兵庫県西宮市立小学校教諭
小平智志氏 京都司法書士会
進行役： 浅井 健氏 司法書士法教育ネットワーク事務局次長

浅井 では続きまして、福岡県会からのご紹介ということで、金源成大さんのほうからご報告いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。また、個別質問ございましたら、例えばいつから準備したの?とか、何人でやってるの?とか、そのあたりをまた質問用紙で後ほどの質疑応答とかでお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

★報告2：「紙芝居教材」の開発と小学校での実践から

金源 みなさん、こんにちは。福岡から来ました金源成大といいます。よろしくお願いたします。私のほうからは、紙芝居教材の開発と小学校での実践ということでお話をさせていただきます。

紙芝居の教材(注：「解釈のちから」)を福岡県司法書士会(福岡県会)で作りまして、みなさんご存じでしょうか? 知らないという方いらっしゃいますでしょうか? あ、いらっしゃいませんか。知らないという方がいれば、ちょっとお話の内容、ストーリーのお話をしないとイケないのかなと思いましたが、知っているという前提でお話をさせていただきます。

さきほど広島会さんの方から親子法律教室のお話がありましたが、福岡県会も、昨年と今年、親子法律教室を開催しました。広島会さんがこういうふうに関わりを率先してやっていたからこそ、私たちもまた、取り組めるようになったのかなあと考えています。この教材を作っていくきっかけとか、そのあたりのお話から始めていきますが、みなさんのお手元にも簡素なレジュメがありますが、この内容にそってお話をさせていただきます。

一応、念のため、この教材を知らない人のために、私たち、教材のリーフレットをつくって学校とかに配るようになっています。これを前の画面に出していますけれども、見て、どんな内容かが分かりやすいようなリーフレットを作りました。簡単になぜ、この教材が法教育につながるのかという説明も書いています。この教材なんです、実際に自分たちが例えば学校に赴いて使うだけのものではなくて、もっと汎用性がある、全国の小学校、司法書士会で使ってもらえるようにというふう工夫して作成しました。リーフレット2頁・3頁には、法教育にはこういう3つのちから(注：相談するちから、解釈するちから、提案するちから)があるだろうと書いてあって、この教材の特徴も簡単に書いています。この「本教材の構成とねらい」のところ、一番右側の図「学習指導案例」というのが、この教材の中にも入ってまして、学校の先生が見ていただいて、ああなるほどと。学校の先生が見ていただいて、実際にすぐ授業でもできるようにということで作りました。この学習指導案例の例とい

うのがこの教材の大きなポイントなのかなと思っています。そして、小学生を対象とした教材なんだよ、ということで、一番下のところに「授業の流れ」ということも書いています。基本的には45分授業ですので、紙芝居を5分して、作業を5分して、と大きな流れを書いてあって、最後に価値づけということで、教材からのメッセージを伝えて、最後、作業をしてもらうというイメージにしています。

このように、教材とこのようなリーフレットを作って、みなさんに使っていたらこうという準備が整ったんですが。そもそもこの小学生向けの教材を作るにあたって、その当時、どういう状況だったのかという説明を聞いていただきます。

この私たちが作った教材は、平成20年の9月頃に新しく教材を作ろうということが始まったんですが。福岡県会の方で、消費者教育のPowerPoint教材（注：「青少年のための法律教室」）というのを作りまして、それを日司連の方にお渡しして、全国で消費者教育として、高校生などを対象に授業をする材料として使っていただいているんですが。福岡の方でこれを日司連の方にお渡しをして、じゃあ次、新しくどんな教材を作ろうか、と考えたのが、平成20年の9月頃だったんですね。

この消費者教育の教材は、ご存知のとおり、今から社会に出て行く高校生、もしくは大学生に対して、社会に出たらこのようなことが待ち構えているかもしれないから、最低限知っておくべき法律の知識はこうですよ、という形で、すぐにでも使える法律的な知識を伝えていくというのが主なものだったんですね。ですので、対象は高校生以上ということを考えて、このPowerPoint教材は作っています。

実際にこのPowerPoint教材を作り終わって、その当時のメンバー・・・私も入っていたんですが・・・新しい教材は、どういう人を対象にするか、というところから話を始めていったんですが。高校生以上を対象とする消費者教育というのは、福岡でも20年くらい行われてきたんですが、そこから実感していることがあって、もちろんこの事業もやめてはいけない活動なんだけども。受講者に能力的な差異が少しもう出てしまった、・・・当時のメンバーが感じていたというか、ちょっと抽象的なんですけど、・・・実際に授業をうけて、実際に自分の中で咀嚼して社会にでていけるような子もいれば、ちょっと大丈夫かなと不安をもつような子もいて、どうしてもばらつきを感じてしまう。もっともっと多くの人に同じようなトーンで法律的な授業をしていきたい、どうしたらいいのかな、という議論が始まったんですね。

福岡の原田大輔さん。当時の法教育委員会の委員長だったんですが、その原田さんが、お風呂に入りながら「これは小学生しかないな」と、ぱっと感覚で思いついたらしいんです。この発表をするにあたって、原田さんに「あれは、なんで紙芝居なんですかね。何かちゃんとした理論があるわけでしょう？」と改めて当時のことをたずねてみると、「いや、理論なんて無いよ。あれ、風呂に入って、20分で考えて、制作期間が3年かかったんだよ。」と（会場、笑）。それを理屈で説明しようとするのでできないんでしょうが、彼が、20年以上続けてきた消費者教育から実感したものとして、もっともっと、受け手に差異がないような対象に向かって授業をやってみたい。一つの車輪としてやるべきだ、と考えたみたいなんです。で、その当時の会長もアクセルを踏んでいただける会長だったんで、「あなたに任せるよ。あなたの感覚を形にしてみなさい。」と。そこから教材の作成が始まったんだと言ってました。

それなりに理屈をつけるのであれば、思考の枠組みが完成する前の年齢くらいに授業をしていった方がいいだろうということで、小学校5・6年生くらいに、対象をそこに設定して作成し始めたということです。

実際にどう教材を作ろうかというふうに考えたんですが、授業を受けていく子どもたちが、当事者意識をもって、当事者のような発言ができるような教材がいいんじゃないかということですね。自分とは関係の無いことを事例に質問をすると、結局他人事でしか答えないだろうから、自分も当事者なんだよというような、巻き込めるようなものがあるのではないかと。そして、授業を通じて考えていく力を身につけてもらえるようなものがあるだろうと。ゲーム的なものがあれば興味を引くのでゲームの要素を強くしたらどうか、という意見もありましたが、今回は、ゲーム的な要素の選択肢を、福岡県会ではとらずにやりました。

また、司法書士である前におとなとして、おとなとして小学校で授業ができるのであれば、何を子どもたちに伝えたいか。何を伝えたいかというところを当時のメンバーは一生懸命考えて。だけど、どうしても伝えていきたいことがどうしても道徳的な要素になってしまうので、それと法律的なメッセージというのは違うだろうということで、それもきちんと峻別して考えていこうと。ゲーム的でもないし、道徳的な要素も強すぎてもだめだということなんですね。それと、素材としてはこれまでに無かったと感じてもらえるような教材。けども、奇をてらうものだとまた変な感じなのでということで、紙芝居を使った教材はどうかということになりました。「なんで紙芝居なんですか？」というと、「紙芝居でいいやろ」と、その一言なんですが、わかりました、その発想に乗りますということで、実際に予算をつけてその教材をつくりはじめましたが。

実際に、どういう内容か大枠のストーリーは決めたんですが、もう少し具体的に中身を詰めていく中で、子どもたちに何を伝えたいかというところを自分たちが真摯に掘り下げていくと、出てくるものがどうしても道徳的なメッセージになってしまうので。これはしかたがないんですが。じゃあ、道徳のメッセージを伝えるのにわざわざ「法教育だよ」と看板をかかげて学校に行っても、それって道徳の授業は小学校でもやっていますよと言われてたら、私たちの存在意義が無いのではないかなということですね。

それと、あとは、どうしても子どもたちの意見をきいてみたいんですね。「法があったら、あなたたちはどう考える？」という。この意見を聞くものが、政策をきいてしまうような結論になる。もしくは、「この決まりがだめだったら君たちだったらどんな風に考えますか？」というと、これは立法になってしまう。法律の授業をやっていきたいというのがありますので、これがいいんじゃないかなと思っても、アドバイザーで入っていただいていた当時の青山学院大学の久保山力也先生が、「法律家が、最終的に政策をきく授業をするんですか」と言われるんですよ。それは違う。それじゃあ新しいルールを作るといって、「それは立法ですよ。法律ではないんですか？」と言われるんですよ。どういう風に作っていったらいいか、分からなくて、議論が白熱して相当苦労しました。

大きな枠はできているんですが、最後のところがどうしてもできないな、という中で、平成21年のこのネットワークの総会に原田さんが参加して、いろいろお話しをして懇親会に行ってお酒を飲んで、隣に座っている人に「こんなこと考えているんですね、紙芝居。」というと、「えっ、それは面白いですね。うちでぜひ、やってくださいよ。」と、声をかけていただいたのが次に報告をされる松本榮次さんで。こういうことで福岡に帰ってきて、次の会議のときに、「京都ですごい熱い先生と出会ってね。紙芝居をぜひやってもらいたいと言われたんだよ。」「えっ、まだできてないですよ。「約束しちゃったから、やるしかないよ。」ということで。まだできてもないのに、思い切って授業をさせてもらいました。

そこで、自分たちがやろうとしていたことが、方法が間違いがなかったなど

ということが実感できましたし、もっと子どもたちが興味をもつにはこんな風にしたらいんじゃないかということも、授業ができたからこそ、新しくまた、福岡に持ち帰ることができたというふうに思っています。

そして、大きな形が完成して、原田さんが、今度は平成22年の5月に、日本法社会学会の大会に行って、久保山先生と一緒に実際に学者さんたちの前で、この紙芝居をやったんですね。原田さんに「どんな反応でしたか？」とたずねると、「いや、みんなポカンとしてたよ」なんて会話を当時したんですが。一人、紙芝居が終わってから会いに来て、「この紙芝居というのは、アメリカの法理論の歴史が全部集約されていると思うんですけど。」というふうに言われて、「えっ、何ですかそれ!？」ということ。「これをぜひ、大学で授業をしたいんだけど、来てくれませんか」と、原田さんにオファーがあって、平成22年の6月に岡山大学に行かれて、大学生の前で原田大輔さんが紙芝居をやった。その授業の中で、吾妻聡先生がレジュメを、難しいレジュメを書いているんですけど、ちょっと抜粋するとこんなことが書いてあるんですね。「この紙芝居には、スコラ哲学以来の、特に現代法理論において議論されている法解釈学のエッセンスが凝縮されていることを説明していきたい。」と。原田さんは、まったくそんなこと考えていない(会場、笑)。こういう風に理論づけていただいて。この話は、原田さんの感覚と、学者さんがそれを見て、「これはこういうことなんですよ」と体系づけていただいて、それがみごとに合致して、その吾妻先生との出会いによって、私たちの教材が生命を吹き込まれたのではないかなと思います。

この教材は大学でも使えるんだということで、小学生でも使えて、大学生でも使えるならば、もちろん中学生、高校生にも使えるということで、これは幅の広い、使い方によっては幅の広い使い方ができるだろうということで。実際、福岡県会では、学校に行って、PRもして、授業をさせてもらっているところです。平成24年度は、県内で15コマ。小学校が10回、中学校で1回、高校・専門学校が4回ということで。翌年は28コマ。26年度も28コマ。実際に学校に行って、学校に1コマをもらって授業をしています。

それぞれに、小学校の場合はこの教材に書いている学習指導例のとおり基本的に進んでいきます。中学校も、まあこの形にするんですが、高校生やそれ以上になると、この内容では少しもの足りなさが出るのかなということで、高校の場合は少し時事ネタもなるべく入れようかなということで、今、いろいろ取り組みを行っているところです。

実際に、授業をやっている風景の写真をもってきました。これは私ですが。これは、中学校でやっています。中学校も授業は45分でやっています、本当にバタバタ。アイスブレイクもできませんから。司法書士というのもまったく知りませんので、とりあえず「司法書士」と書いて、自分たちは「法」「きまり」とか「ルール」の仕事の専門家なんだと。これについて今日は話をすると説明をして、すぐ授業に入ります。

幅広く授業ができる教材であるからこそ、難しい問題が出てきて。村人がこの村長の作ったきまりにイエスというのかノーというのか、意思を表示するところが出てくるんですね。気合いの入ったおとなの人だと、これ使えるわと。今、○か×かはいっぱい世の中でも出ているからといっていくと、政治的な問題に入ってしまうと、ちょっと良くないのかなと思っています。例えば原発の問題。これは、政治的な問題になっちゃいますので、イエス・ノーでこの話をどこまで踏み込むかという問題がありますが、安易にこういう話をしてしまったりとかですね。集団的自衛権、なんて連日やっています、「解釈改憲」ですからね。「解釈」という言葉がこんだけメディアをにぎわしていることはないですから。なるべくこれについてのイエスかノーかとか、これについてを

小学校や高校でやるのは難しいかなと思っています。ただ、高校では、「解釈改憲」というのはどこかしら耳にしているので、少し、政治的な問題にならない法理論的なところから、解釈にも限界がありますよと。解釈のちからというのは、解釈していけばいろいろ広がりがあるんだけど、全部を解釈によって変えることはできない。やっぱり言葉の意味を大きく超えた解釈というのは、基本的には解釈の理屈からいうとできないんだよという、歯止めをかけたメッセージも伝えたりしています。なので、いろいろやり方によっては、こんなことも言えそうだし、あんなこともできそうだと、希望が膨らむんですけども、やはり、法教育の本来の趣旨に立ち返って、自分たちが何を伝えるのかというのを真摯に取り組んでいただいた方がいいのかなと思っています。

私たちはそもそも学校での授業をもらって、普通の授業の1コマの中でこのような授業をやっていくというスタンスを取ってしまっていて、なかなか親子法律教室というような大きなイベントに結びつくことはなかったんですが。全国の開催実績も増えてきて、広島会さんのやり方も参考にさせていただいて、やっぱり親と子が同じ授業の中で触れて、家に持ち帰って、その話の続きを家庭でもらうというのは非常に大事な取り組みなんだなということを広島会さんから学ばせていただいて、ぜひ、自分たちもやりましょうということで、昨年と今年の2月に実施をしました。

福岡も学校はたくさんあるので、福岡市内の小学校に向けてダイレクトメッセージを出して、先生から生徒さんに申込用紙を渡してもらって参加を募りました。他の会とも同じなんですが、親御さんの班も作っておいて、実際に子どもさんたちと一緒に授業に参加してみませんか、ということで席についてもらって、この「解釈のちから」の話から内容を始めて。後のアンケート結果も好評で。

これで、福岡の活動は終わるわけではなくて、民・民の約束ではなくて、公法的な、権力者が作ったルールとどうやって向き合っていくかということを考えるような教材なので、もっと広島会さんのように、一つの意見を集約させたりとか、それぞれが同じような立場で決まりをどうやって守っていくかというものとか、まだ福岡県会の方では模索中だということで、他の司法書士会の活動も、今後の参考にさせていただきたいなと思っていますところなんです。

あと、今日は福岡から2人来ていますので、補足的な意見があれば、会場から発言を。実際に親子法律教室で講師をしていただいた梶島浩二さんが、非常にうまくやっていただいたので、何か一言ありますか。

梶島

福岡の梶島浩二です。私は、今、お話しにあったように、普段は小学校に行って授業をしているんですね。そこで、（注：親子法律教室と）何が違うかというと、小学校はクラスですので、みんな友だちの中でのいるので、比較的、こんな意見がでると、すぐに意見が出て、盛り上がるんですね。だけど、今回、一番気になったのは、知らない子同士がやってくるということ。会場の中で、知らない子たちの中で、はたして普段やっているような活発な意見のやりとりが出るだろうか、ということが一番気になったので。そこはすごく、この後もいろいろお話しをさせていただくんですが、いろいろと工夫をして、会場に到着してきたところから常に話しかけて、とにかく子どもたちに、いじるような形で、「何しよん」というような形で食い込んでいったりとか、そういったいろんな工夫をしながら、この教室は開催することができました。

金源

じゃあ、中山さんの方から、この参加した生徒さんたちや親御さんたちの意見、2～3あげて報告をしてもらいたいんですね。

中山

福岡の中山浩一です。特徴的な意見というか、親子法律教室を開催して、やはりおとなの方は、概ね我々が効果を期待していたような解答をいただけたのではないかなと思います。一番印象に残っているのは、これまで自分のお子さんたちに対して、「決まりは守らないといけない」と話していたが、なんで守らなければいけないのかということころまでは話していないので、それを聞くお子さん方が、それを受入れにくい。何でか、何でだ、とってしまう。ただ、こういった授業を工夫して、きまりについては立法趣旨であるとか、何のために作られたのかということをお話したので、自分達が家庭のルールを伝えるときにも、こうだから守らないといけないというふうなメッセージを伝えられるから、参加して良かったという感想をいただきました。

もう一つ、お話ししたいことが。同じ小学生対象でありますけれど、親子法律教室を開催する場合と、通常の小学校で開催する場合の違い。さきほど梶島さんもおっしゃいましたが、初めて参加する親子法律教室の場合はアイスブレイクが必要である。一方、小学校に行く場合は、みなさん知り合いなので、アイスブレイクはそんなに必要ない、という違いがありました。

もう一つ違いがあるとすれば、親子法律教室にご参加される方は、ある程度、親御さんが熱心だとか、子どもさんが積極的だとか、そういう場合が多いです。ただ、小学校に行く場合は、小学校によって、クラスによって、雰囲気バラバラ。まったく話を聞かないお子さんもいらっしゃいますし、学校全体として非常に習熟度が高い、規範意識が高い学校もある。それも行ってみないと分からないということもありますので、できれば小学校を対象に学校で授業をされる際には、事前にどの程度学習が進んでいるか。学校によっては、裁判所に社会科見学に行って模擬裁判をしているような学校がありますので。どの程度習熟度が進んでいるか、本来の授業でどういうメッセージを伝えてほしいのか、そういう段取りをしっかりとされた方がいいかなと。

学校によっては、司法書士という職業をしっかり紹介してほしい、という学校もあれば、終わりのところでちょっと憲法の話をしてもらえませんか、ということもありますし。我々の紙芝居教材は、答えが無いところが落しどころなんですけど、やはりどちらか指針を出してくれませんか、導いてもらえませんかという要望もありますので、そこは、我々はこう考えます、というようなことも伝えながら、学校の先生と一緒に授業を作っていくと。いうことをされると、スムーズに進むんではないかと思っています。

浅井

ありがとうございました。

(以下、4-3につづく)